

(別添1)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令について（概要）

1. 改正の趣旨

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第2項において、主務省令で定める障害福祉サービス（以下「特定障害福祉サービス」という。）に係る事業者の指定に当たっては、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとしており、同条第5項において、当該特定障害福祉サービスが既に都道府県障害福祉計画（以下「計画」という。）で定める量を超えているとき等、計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事が事業者の指定をしないことができることとしている（いわゆる総量規制）。
- 特定障害福祉サービスについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第34条の20において、生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型が規定されている。
- 近年、計画に定める「障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み」を上回り、サービス提供量が増加し続けている地域がある一方で、相対的に提供体制が薄い地域が存在し、結果的に利用者のニーズへの対応状況にばらつき（地域差）が大きくなっている。特に、共同生活援助の事業所数は急増しており、地域によっては、そのニーズに比して供給が過剰になっている可能性が考えられる。
- この地域差を緩和するためには、計画に定める「必要な量の見込み」を上回りサービス提供量が増加し続ける状況を緩和する必要がある、その対応策として、共同生活援助をいわゆる総量規制の対象とすることとする。

2. 改正の概要

- 法第36条第2項に規定する特定障害福祉サービスに共同生活援助を追加する。（施行規則第34条の20関係）
- 法第37条第1項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請を行う場合の提出書類の記載事項は、施行規則第34条の19第1項第1号、第2号、第5号及び第10号に掲げる事項並びに利用定員とする。（施行規則第34条の22関係）

3. 根拠条項

- 法第36条第2項及び第37条第1項

4. 施行期日等

- 公布日：令和8年3月31日
- 施行期日：令和9年4月1日